

にすること。

- ③ 会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償に
関わらずこれを不特定多数の者に配付したり、またはインターネット上や
その他の方法でこれを公開して拡散したりしないこと。ただし、県剣連か
ら許諾を受けて行う場合はこの限りではない。